

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

- 船員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則……………（人事課） 1
○北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則……………（中小企業課） 1

告 示

- 土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課） 1
○土地改良区の連携管理保全計画の認可……………（農業施設管理課） 1
○建設業者に対する監督処分……………（建設管理課） 1

総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 2

規 則

船員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 日

北海道知事 鈴 木 直 道

北海道規則第49号

船員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

船員等の旅費の支給に関する規則（令和 7 年北海道規則第79号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「1,321円」を「1,385円」に、「1,395円」を「1,463円」に、「1,430円」を「1,499円」に、「1,466円」を「1,537円」に、「1,502円」を「1,575円」に、「808円」を「847円」に、「270円」を「283円」に改め、同表備考中「86円」を「90円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則による改正後の船員等の旅費の支給に関する規則の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 日

北海道知事 鈴 木 直 道

北海道規則第50号

北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

北海道中小企業高度化資金貸付規則（昭和42年北海道規則第157号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 5 及び附則第 5 項中「年1.00パーセント」を「年1.35パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則による改正前の北海道中小企業高度化資金貸付規則の規定に基づき貸付された中小企業高度化資金については、なお従前の例による。

告 示

北海道告示第286号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和 8 年 6 月 2 日

北海道知事 鈴 木 直 道

認可年月日	土地改良区名
令和 8.5.20	恵庭土地改良区
令和 8.5.22	雨竜土地改良区

北海道告示第287号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の11第 1 項の規定により、令和 8 年 5 月 22 日、当別土地改良区及び中新土地改良区の連携管理保全計画を認可した。

令和 8 年 6 月 2 日

北海道知事 鈴 木 直 道

北海道告示第288号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第 3 項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

令和 8 年 6 月 2 日

北海道知事 鈴 木 直 道

1(1) 処分をした年月日	令和8年5月20日
(2) 処分を受けた者	
ア 商号及び代表者の氏名	和工建設株式会社 瀧澤 秀樹
イ 主たる営業所の所在地	瀬棚郡今金町字今金359番地91
ウ 建設業の許可の番号	(特－3) 檜第00047号
(3) 処 分 の 内 容	
ア 営 業 停 止 の 範 囲	地域、業種、公共・民間工事の範囲を限定せず、営業の全部停止
イ 営 業 停 止 の 期 間	令和8年6月3日から同月9日までの7日間
(4) 処分の原因となった事実	上記の者が建設業法第28条第1項第3号に該当した。
2(1) 処分をした年月日	令和8年5月20日
(2) 処分を受けた者	
ア 商号及び代表者の氏名	正和運輸株式会社 坂上 忠義
イ 主たる営業所の所在地	瀬棚郡今金町字今金359番地91
ウ 建設業の許可の番号	(特－5) 檜第00443号
(3) 処 分 の 内 容	
ア 営 業 停 止 の 範 囲	地域、業種、公共・民間工事の範囲を限定せず、営業の全部停止
イ 営 業 停 止 の 期 間	令和8年6月3日から同月9日までの7日間
(4) 処分の原因となった事実	上記の者が建設業法第28条第1項第3号に該当した。

総合振興局告示及び振興局告示		
北海道教育庁オホーツク教育局告示第27号		
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。		
令和8年6月2日		
北海道教育庁オホーツク教育局長 松 橋 朗		
1	落札に係る物品等の名称及び数量	
(1)	落札に係る物品等の名称 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル及び用紙を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）	
(2)	調達台数及び調達予定数量 19台及び1月当たり201,224枚	
2	落札を決定した日	
	令和8年5月20日	
3	落札者の氏名及び住所	

(1) 氏 名	コニカミノルタジャパン株式会社
(2) 住 所	東京都港区芝浦 1 丁目 1 番 1 号
4 落札金額	
(1) 基本料金	133,000円
(2) 複写料金	0.66円
5 契約の相手方を決定した手続	一般競争入札
6 一般競争入札の公告	令和8年4月10日付け北海道教育庁オホーツク教育局告示第21号
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
(1) 名 称	北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地	網走市北 7 条西 3 丁目

正 誤		
○令和7年7月1日（本号第620号）		
北海道告示第323号（河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。		
ページ	欄	行
2	左	29
誤		81,063.00m ²
正		81,066.75m ²